

8-1

昭和44年1月22日

大学問題について(声明)

第52回総会

今日大学の危機はきわめて深刻であり、しかもそれは東京大学などの少数特定の大学に限られてはいない。

大学問題のよってきたる原因是、深くかつきわめて多岐にわたっている。しかしいずれにしても、暴力による破壊と権力の介入による大学自治の侵害は、問題をいささかも解決するものではない。大学が、きびしい反省の上に立って、大学の自治を貫徹しつつ、改革に全力を傾けること、および政府が、大学の自主解決の方針を尊重し、改革を可能にする諸条件を急速かつ十分に整備することが必要である。

日本学術会議は、大学問題を根本的に検討するため、本総会において大学問題特別委員会の設置を決定した。このときにあたり、問題の緊急性と重要性とにかくんがみ、その解決に対するわれわれの態度を表明するとともに、すべての科学者がわれわれと憂いをともにして問題解決のために立ち上がられることを願うものである。

8-2

昭和44年4月25日

第53回総会

行政機関の職員の定員に関する法律(案)に関する声明

われわれは第2回総会において「科学研究機関の行政整理について」の声明を行なった。

また、第50回総会においては国家公務員を昭和43年度から5%削減するという政府の構想に対し「国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて」の要望を行なった。

しかるに、いま参議院で「行政機関の職員の定員に関する法律(案)」が審議されようとしている中で、すでにいくつかの国立大学や国立研究・技術機関では、教職員の採用発令の遅れがでたり、人員と事務の縮少が進められたりしている。

この「行政機関の職員の定員に関する法律(案)」によれば、一般公務員の定員が昭和42年度末現在の員数におさえられ、また各省の定員も国会の審議を経ず政府の一方的措置で決定され得ることになる。したがって、これが教育、研究、技術の諸機関にも適用されるならば、それらの諸機関における事務能率の低下や職員への業務過重が予想されるのみならず、学問教育研究そのものの体制と運営にまで多大の支障を生じる危険性がある。

よって、本会議としては本法案に対し、深い憂慮を表明するものである。

<参考資料>

行政機関の職員の定員に関する法律(案)

(定員の最高限度)

第1条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防會議事務局をいう。以下同じ)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒久的におく必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の最高限度は、506,571人とする。

- 2 次に掲げる職員は前項の職員に含まないものとする。
1. 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第1号、第2号及び第4号から8号までに掲げる職員並びに第9号に掲げる職員のうち常勤の職員
  2. 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
  3. 自衛官
  4. 国の経営する企業に勤務する職員の給与に関する特例法（昭和29年法律第141号）第5条に規定する常勤の職員

（総理府及び各省等の定員）

第2条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条第1項の定員は、それぞれ政令で定める。

第3条 第1条第2項第4号に掲げる職員の定員は国の経営する企業ごとに政令で定める。

#### 付 則（抄）

（施行期日）

1. この法律は、公布の日から施行する。
5. 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）の1部を次のように改正する。  
第19条を次のように改める。  
第19条 削除  
27. 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の1部を次のように改正する。  
目次中「第8条」を「第8条・第9条」に、「職員及び職（第9条—第11条）」を「職及び職員（第10条・第11条）」に改める。  
第9条の前の章名を削り、同条を次のように改める。

#### 第9条 削除

##### 理由

行政機関の定員の合理的管理を図るため、定員の総数の最高限度を定めるとともに、総理府及び各省等の定員は政令で定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和44年4月10日  
(衆議院会議録第24号)

（参考）

#### 国家公務員法2条3項

- 1 内閣総理大臣
- 2 国務大臣
- 3 人事官及び検査官
- 4 内閣法制局長官
- 5 内閣官房副長官
- 6 総理府総務副長官
- 7 政務次官
- 8 内閣総理大臣秘書官（3人以内）及びその他の秘書官（国務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき1人）
- 9 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は1院の議決又は同意によ

ることを必要とする職員

昭和43年6月12日政令156号

国立学校の職員を増置するため文部省本省の定員に附加すべき定員を定める政令  
内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第19条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校の職員を増置するため、昭和44年3月31日までの間は、文部本省の国家行政組織法第19条第1項の定員に2,152人を附加するものとする。

#### 附 則

この法令は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

#### ○ 国家行政組織法19条

- (1) 各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員（以下「定員」という。）は、法律でこれを定める。
- (2) 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要が生じた場合においては、同項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り政令でこれを定めることができる。
- (3) 前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。

8-3

昭和44年4月25日

日本学術会議のあり方を根本的に検討するにあたって（声明）

#### 第53回総会

日本学術会議が、わが国の科学者の内外に対する代表機関として発足して以来、ここに20年を経た。この間本会議は、原子力平和利用における民主、自主、公開の三原則の確立など、日本の科学の健全な発達のために常に努力を続けてきた。

しかし、この20年間における世界の科学の発展とそれが人類社会に及ぼす影響の極大化および科学を正しく発展させるのをはばむ外的条件の増加は、科学者たるもの責任を著しく増大せしめた。これに伴って、日本学術会議の任務もまた一層重大になったことは言うまでもない。

日本学術会議は、この重要な時期にあたって、その機能をよりよく發揮せしめるために、第7期の終りに、本会議のあり方について内外から意見なし批判を求めた。

われわれ第8期会員は、その回答をも参考しつつ、本会議の運営の改善を図るとともに、日本学術会議本来の責務である科学の全領域の調和ある発展と科学の国民生活への反映、浸透を実現するために必要に応じては、本会議の組織の大幅な改革を含め、一層の努力を傾ける覚悟である。

こうした決意をもって事に当たるためには、日本の全科学者の協力が不可欠である。ここにわれわれは、われわれの決意を表明するとともに、全国の科学者の鞭撻と協力を強く期待するものである。